

# 海外渡航に際しての心構えと準備

## ～学生が行うべき危機管理対応～

**高知工科大学 国際交流センター**

事務局担当課：国際交流課（香美キャンパス、永国寺キャンパス）

# 1 はじめに

感染症の流行やテロ事件の頻発等、世界情勢は不安定な状況です。

世界保健機関(WHO)は新型コロナウイルスに関する「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を終了すると表明しましたが、まだ脅威が消えたわけではありません。今後新たな感染症蔓延の可能性もあります。

各国では大規模テロ事件が起こり、先進国も例外ではありません。日本人が標的となる可能性も十分にあります。

政府・軍関連施設のみならず、人が集まる場所すべて(観光地や空港、ホテル、デパート、公共交通機関等)がテロの標的となっており、誰もが、事件に巻き込まれる可能性があります。

テロ以外でも、日本を離れば、凶悪犯罪や軽犯罪の発生率は桁違いに高くなり、また慣れない土地で交通事故や疾病の可能性も高まります。現地の学生と行動しても、日本人であることはわかり、それだけで狙われます。

大学活動、私的旅行の別を問わず、海外渡航する学生は、この資料を熟読し、事前に十分な情報入手して、また準備を行って、日本にいるときとは異なる危機管理意識をもって渡航するようにしてください。十分な事前準備なしで、安全な海外渡航はできないことを肝に銘じてください。

## 2 必ず行うこと

海外渡航する場合、大学活動、私的旅行の別を問わず、必ず以下を行ってください。

- ① 外務省の海外安全ホームページから、渡航先に関する情報を得る。(3(1)～(5)参照)
- ② ①から得られるリスクとともに海外渡航について家族に説明し、同意を得る。(5参照)
  - 大学活動で渡航する場合は「海外渡航誓約書」への本人および家族の署名が必要。
- ③ この資料を熟読し、渡航先や危険回避に必要な十分な情報を入手し、準備を行う。海外では「自らの安全は自らが守る」が大原則であることを認識する。
- ④ 海外旅行保険に加入する(11(1)～(4)参照)。
  - 大学活動で渡航する場合は「海外渡航事前申請」を行う。
- ⑤ 外務省が提供する「たびレジ」に登録、または「在留届」を提出する。(13参照)
- ⑥ 海外渡航前に旅程や連絡先を家族に連絡する。(16参照)

# 3(1) 渡航先の危険情報の確認①

外務省海外安全ホームページ  
の「国・地域別の海外安全情報」から、渡航先(国)の情報を  
表示させてください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
または「海外安全」で検索

- マップから選択  
または
- 国・地域名から検索

危険情報

感染症危険情報

国・地域別の海外安全情報

地図をクリックしてください

海外安全情報とは?

+で拡大すると国・地域名が表示されます。

国・地域名からの検索

国・地域名を入力してください

検索

危険レベル

レベル1 十分注意してください。

レベル2 不要不急の渡航は止めてください。

レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

レベル4 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

危険情報一覧

**必ず登録を!**

最新の海外安全情報をメールでお届けします。  
緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます。

3ヶ月未満の渡航 **たびレジ**

3ヶ月以上の渡航 **オンライン在留届**  
ORR: Overseas Residential Registration.net

# 3(1) 渡航先の危険情報の確認②

## 渡航先(地域)の危険情報を確認してください。

危険情報が出ていない場合は白、危険情報(レベル1~4)が出ている場合は黄色~赤の色がついています。

感染症危険情報(レベル1~4)が出ている場合は、水色~濃青の色がついています。

危険情報が出ている場合、右側の画面から詳細を確認してください。

**危険レベルが2以上の場合、原則渡航中止**です。大学活動での渡航では、担当教職員に相談してください。

危険情報の詳細

インド  
危険・スポット・広域情報

危険情報

感染症危険情報

スポット情報

※クリックすると詳細が表示されます

現在、スポット情報は出ておりません。

危険レベル凡例表示

拡大表示

危険情報

2022年05月11日

レベル4 退避勧告	レベル3 渡航中止勧告	レベル2 不要不急の渡航中止	レベル1 十分注意
--------------	----------------	-------------------	--------------

【危険度】

- ジャムム・カシミール準州及びラダック連邦直轄領  
・管理ライン (LoC) 付近  
レベル4; 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)  
(継続)
- ジャムム・カシミール準州 (スリナガルおよびその近郊、管理ライン (LoC) 付近、ラダック連邦直轄領を除く地域)  
レベル3; 渡航は止めてください。(渡航中止勧告) (継続)
- ジャムム・カシミール準州スリナガルおよびその近郊  
レベル2; 不要不急の渡航は止めてください。(継続)
- ラダック連邦直轄領

危険情報

※クリックすると詳細が表示されます

- 【広域情報】 2023年05月08日 NEW  
新型コロナウイルスにかかる感染症危険情報の解除
- 【広域情報】 2023年04月28日  
今後の水際措置について (2023年4月29日以降順次適用)
- 【広域情報】 2023年04月03日  
今後の水際措置について (2023年4月5日以降順次適用)
- 【広域情報】 2023年03月13日  
ラマダン期間中の海外渡航・滞在に関する注意喚起
- 【広域情報】 2023年02月27日  
中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の実施方法の変更 (その4) (2023年3月1日以降適用)
- 【広域情報】 2023年02月17日  
サル痘 (mpox) の発生状況 (複数国での発生) (その19)
- 【広域情報】 2023年01月09日

# 3(1) 渡航先の危険情報の確認③

## 渡航国(地域)の新型コロナウイルスに係る入国制限を確認してください。

外務省「海外安全ホームページ」と各国の日本国大使館の情報を両方確認してください。

新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

渡航国の入国制限措置情報の詳細を確認



ホーム > 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置

新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置  
及び入国に際しての条件・行動制限措置

令和5年5月15日  
外務省

- 5月15日までに外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置や行動制限措置等については以下のとおりです。
- 本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、各国在京大使館に確認するなど、最新の情報を十分に確認してください。
- なお、以下に記載されていない国・地域について、日本人が日本以外の国から別の国に渡航する場合（トランジットを含む。）に、渡航先の国が日本人の入国に制限を課すケースがあります。現地の日本国大使館・領事館や各国当局のホームページを参照してください。
- 外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）においては、現地の日本国大使館・領事館から、随時安全情報がメールで配信されますので、必要な方は、こちらのリンクから登録してください。
- 現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。
- なお、外務省から危険情報として渡航中止勧告（レベル3）や退避勧告（レベル4）を发出している国・地域もあります。これらの国・地域においては、以下の情報にかかわらず、同勧告を踏まえて行動してください。

(注) 本資料は地域を含むことから、一部、「入境」を「入国」と読み替えています。

日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置や行動制限措置を課している国・地域（95か国/地域）

- |                      |                   |            |               |
|----------------------|-------------------|------------|---------------|
| 1. アゼルバイジャン          | 2. アラブ首長国連邦 (UAE) | 3. アンゴラ    | 4. イエメン       |
| 5. イスラエル             | 6. イラク            | 7. イラン     | 8. インド        |
| 9. インドネシア            | 10. ウガンダ          | 11. ウクライナ  | 12. ウルグアイ     |
| 13. エクアドル            | 14. エジプト          | 15. エスワティニ | 16. エリトリア     |
| 17. ガーナ              | 18. カザフスタン        | 19. カタール   | 20. カメルーン     |
| 21. 韓国               | 22. ガンビア          | 23. ギニア    | 24. ギニアビサウ    |
| 25. キューバ             | 26. キリバス          | 27. グアテマラ  | 28. ケニア       |
| 29. コンゴ              | 30. コモロ           | 31. コロンビア  | 32. コンゴ民主共和国  |
| 33. サウジアラビア          | 34. サモア           | 35. シエラレオネ | 36. ジブチ       |
| 37. シリア              | 38. スリランカ         | 39. ソロモン諸島 | 40. タイ        |
| 41. タヒチ (フランス領ポリネシア) | 42. タンザニア         | 43. チャド    | 44. 中央アフリカ共和国 |

## 3(2) 渡航中止等の判断基準

本学主催プログラムでは、以下を判断基準としています。

危険度	危険情報	判断基準
レベル1	十分注意してください。	原則履行・継続可 ※危険を避け、十分注意すること！
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。	原則中止 ※具体的な安全対策が可能な場合は措置を講じ、リスクについて大学から家族に説明・同意を得たうえで実施・継続可。
レベル3	渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	中止・途中帰国
レベル4	退避してください。 渡航は止めてください。 (退避勧告)	中止・即刻帰国

# 3(3) その他海外安全情報等の確認

渡航先の「危険情報」以外にも、以下の情報をしっかりと確認してください。

## ① スポット情報・広域情報

スポット情報が出されるケース: 治安の急激な悪化、突発的な事件、自然災害の発生、伝染病の発生、テロの可能性の高まり、凶悪・重大犯罪の増加等

広域情報が出されるケース: 国際テロ組織の動向・防犯対策、国際的な犯罪事件、感染症等の広域発生

## ② 安全対策基礎データ、テロ・誘拐情勢、安全の手引き、医療事情

※海外安全情報は常に変わるため、出発直前や渡航先でもチェックしてください。

The screenshot displays the official website for international safety information. The top navigation bar includes 'Home', 'International Safety Information', 'Overseas Travel', 'Overseas Business', 'Overseas Study/Work', and 'Overseas Life'. A secondary menu highlights 'Spot Information', 'Broad Area Information', 'Safety Countermeasure Basic Data', 'Terrorism/Kidnapping Trends', 'Safety Handbook', 'Medical Situation', and 'Emergency Contact'. The main content area features a map of Iran with a yellow warning level, and lists of spot and broad area information with dates and descriptions of events.



## 3(4) 渡航先のその他情報の確認

### ➤ 宗教・慣習等に係わる情報収集

渡航先のルール、風俗慣習・性倫理等の文化的差異、対日感情等、政治・社会・文化に関わる理解も深めておいてください。日本では当たり前のことが海外では罪になったり、トラブルにつながる場合があります。

### ➤ 法律・法令・規則に関する情報収集

現地の法律・法令・規則等で日本と大きく違うルールを渡航前に調べておきましょう(例:交通ルール、カメラでの撮影禁止場所)

### ➤ 持参する薬品・日用品・通貨などの持ち込み制限、検疫情報収集

国ごとに持ち込み禁止の品目や規制品目が異なります。シャンプーや化粧品等は成分・量等により制限があります。医薬品は申告が必要な国があるので、成分・効能などを説明する準備が必要です。

研究に必要な機材資料を持ち出す場合は「安全保障貿易管理」等の輸出規制に気をつけましょう。(指導教員に相談してください)

動植物やその加工品に関しても検疫が必要な場合があります(食料品含む)。帰国の際には検疫だけでなくワシントン条約等の規制対象物を持ち込んだ場合は処罰の対象になります。

通貨も外国為替管理法等の規制に違反すると所持金没収や処罰の対象にもなり得ます。

# 3(4) 渡航先のその他情報の確認

## ➤ 留学前にチェックしておくべきサイト

- ◆ 外務省「各国・地域情勢」: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>
- ◆ 在外公館リスト: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>
- ◆ 在外公館ホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>
- ◆ 外務省「世界の医療情報」: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>
- ◆ 厚生労働省検疫所: <http://www.forth.go.jp/>
- ◆ 税関(持ち出し現金等規制): <https://www.customs.go.jp/kaigairyoko/shiharaishudan.htm>

## ➤ 下記のサイトも参考にできます。

- ◆ 英国情報局保安部: <https://www.mi5.gov.uk/>  
英国内でのテロの可能性が5段階のどのレベルにあるかを発出している  
(トップページの右上、Threat levels)
- ◆ 豪州国家保安局: <http://www.nationalsecurity.gov.au/>  
オーストラリア内でのテロの可能性が5段階のどのレベルにあるかを発出している  
(トップページ、National Terrorism Threat Advisory System)
- ◆ 国立感染症研究所: <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ◆ 米国FEMA連邦危機管理庁(大災害に対応する政府機関): <http://www.fema.gov/>
- ◆ 英国政府発出海外情報(世界各国の最新情報): <https://www.gov.uk/foreign-travel-advice>
- ◆ 駐日外国公館: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>



オーストラリアでのテロの可能性を示す5段階

# 3(5) 海外安全アプリ

世界各地の治安情勢や現地の緊急連絡先を閲覧できる「海外安全アプリ」をダウンロードしておくくと便利です。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)



ホーム > 海外安全アプリの配信について

## 海外安全アプリの配信について

2015年7月1日より、海外安全アプリが公開されました。

### 1. 海外安全アプリとは

海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、安全に係る情報をお届けすることを目的としたアプリです。

### 2. このアプリでできること

- (1) スマートフォンのGPS機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示することが出来ます。
- (2) 任意の国・地域を「MY旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することが出来ます。
- (3) 各国・地域の緊急連絡先を確認することが出来ます。

### 3. プライバシーポリシー

#### ○提供者名（お問い合わせ先）

外務省領事局政策課  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

#### お問い合わせフォーム：

[https://www.eng.ezairyu.mofa.go.jp/m/tabireg\\_contact](https://www.eng.ezairyu.mofa.go.jp/m/tabireg_contact)

※お問い合わせの際は、本アプリについての問い合わせと明記してください。

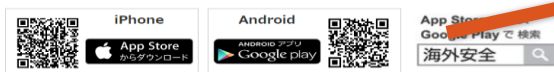
#### ○取得する利用者情報

本アプリは利用者情報の取得を行いません。GPS機能を有効にしている場合は、そのスマートフォン・アプリ内に限定して利用しますが、スマートフォン上に保存されている利用者情報の取得は行いません。

#### ○プライバシーポリシーの変更

本アプリのプライバシーポリシーを変更した場合は、インストール画面、アプリ内説明文、WEBページにてお知らせします。アプリ内の説明文は、アプリ起動時に自動バージョンアップにて変更が反映されます。

### 4. アプリのダウンロードはこちら



Google Playを利用できない環境の方はこちらからダウンロードしてください(Android版のみ)

海外安全アプリの  
ダウンロード

## 4 プログラム内容の確認

学外のプログラムで渡航する場合、どの程度ケアされているプログラムなのか、特に以下の点を事前に確認してください。大学活動で渡航する場合は、プログラム内容を担当教職員に報告してください。また必要に応じ、家族に説明してください。

- 現地での送迎の有無
- 緊急時における対応、緊急連絡先
- どのような安全指導・安全対策がとられているのか
- 契約書面(申込書・約款・旅行契約等)がある場合は、コピーを担当教職員・家族に渡す。

## 5 家族の了承

渡航先の「海外安全情報」(3(1)～(5)参照)やプログラム内容(上記4参照)について家族に説明したうえで、海外渡航の同意を得てください。

大学活動での渡航の場合、まずは学生本人に、「海外渡航に伴う誓約事項」を確認してもらったうえで「海外渡航誓約書」に署名をもらいます。その後、大学からご家族にこれらを送付し、ご家族の署名をもらいます。(留学生および博士後期課程学生については本人の署名のみで結構です)

## 6 パスポート・ビザの確認

- パスポートの有無、残存有効期間を確認してください(国によっては残存有効期間が短いと、入国できない場合がある)。
- ビザ取得が必要かどうかを確認してください。

参考:近畿日本ツアーHP:[http://shop.knt.co.jp/holiday/guide/pp\\_visa.html](http://shop.knt.co.jp/holiday/guide/pp_visa.html)

渡航先国の大使館等HP:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblast/index.html>

※外務省 海外安全ホームページの安全対策基礎データ(3(3)参照)でも確認できます。



必要であれば取得・更新してください。

- ◆ 入国までに予防接種が必要な場合があります。(外務省 海外安全ホームページの安全対策基礎データや厚生労働省検疫所のHPで確認可能)
- ◆ アメリカ合衆国への入国には事前に渡航認証システム(ESTA)での申請が必要

## 7(1) 航空券・宿泊先の手配

旅行には「手配旅行」「受注型企画旅行」「募集型企画旅行」の3形態があり、責任範囲が異なります。航空券や宿泊先の手配を行う際には、それぞれの特徴とコストとを勘案し、依頼形態を決めてください。

(1)手配旅行:旅行会社は航空券等の手配を行うのみ。旅行中の責任・対応は全て契約者が負う。遅延・欠航等の対応もなし。

(2)受注型企画旅行:旅行会社が旅行企画者の依頼により旅行計画を作成する社員旅行のようなもの。対応・責任は旅行会社と契約者が分担。

(3)募集型企画旅行:不特定多数を対象としたいいわゆるパッケージツアー。旅行中の第一義的な責任・対応はすべて旅行会社が負う。

## 7(2) 航空券・宿泊先の予約／旅程の確認

- 航空券・宿泊先を予約してください。その際、以下に留意してください。
  - 往復の航空便は航空会社名・便名・発着時間を明確にする。
  - 安全・確実に目的地に到着できるよう事前確認をする(特に現地空港到着後の移動方法について下調べが必要)。
  - 夜間到着・出発便は避ける。どうしても使う必要がある場合、家族に一度相談したうえで決定する。またホテルまでの移動が可能な限り円滑になるよう周到な準備をする。
  - 空港内での野宿、到着後の深夜列車・バス等での長距離移動は原則禁止。空港は犯罪者が蔓延している場所です。
  - 大学活動での渡航で、実家発着の場合や目的地以外に立ち寄る場合、航空券を予約する前に事務局に相談する。
  - 自由時間に予定している活動に危険性がないか確認。
  
- 旅程(Eチケットのコピー等)と宿泊先情報(名称・住所・電話番号等)は、出発前に家族に渡してください。大学活動での渡航の場合、担当教職員および事務局にも提出してください。事務局への提出は後述する「海外渡航事前申請」の際に行います。
  
- 渡航後、旅程や宿泊先が変更になった場合は、必ず担当教職員、事務局、家族に連絡してください。長期滞在中に主たる滞在先から離れる場合も同様です(大学活動での渡航中に主たる滞在先から一時的に離れる場合は許可制です。事前に連絡してください)。



## 8 健康状態の確認

- 渡航期間が長期に及ぶ場合(1ヶ月目安)、事前に健康診断を受けてください(歯科検査含む)。気になる体の不調は治療してから渡航してください。
- 既往症がある場合、渡航について事前に医師に相談してください。また渡航する場合には、英文診断書を携帯してください。現地で発病することも考慮に入れ、現地での受診医療機関や薬の入手可否等について事前調査をしてください。渡航以前からの既往症の場合、海外旅行保険の対象とならない場合があるので注意が必要です。
- アレルギーのある人、継続的に服用している薬がある人等、現地での診察時に説明しなければならないことがある人は、事前にその英訳を準備し持参しましょう。
- 常用している薬は持参してください。健康な学生も、胃腸薬、下痢止め、風邪薬、鎮痛剤、酔い止め薬等、できるだけ日本の薬を持参してください。
- 入国に予防接種が必要ない場合であっても、渡航先における感染症の流行状況等に応じ、適宜予防接種を受けてください。
- 出発前の準備、感染症予防、現地での説明等のため、下記のサイトを参考にしてください。

厚生労働省検疫所「感染症・予防接種について」:<http://www.forth.go.jp/>

ジェイアイ傷害火災保険(株)「ケガ／病気の英会話・用語集」:<https://www.jihoken.co.jp/data/study.html>



## 9 連絡手段の確保

- 単なる通信手段としてだけでなく、危機管理のためにも、携帯電話または現地SIMカードの準備を強く推奨します。海外では、携帯電話は命綱であるということを認識してください。
- 海外で利用できる携帯電話をもっていない場合、現地SIMの購入や、携帯電話やWiFiルーターのレンタルが利用できます。
- 持参携帯電話の海外での利用方法については、事前に十分確認しておいてください。連絡手段は、LINE、通話、インターネットメール等、複数備えると安心です。緊急時に備え、ネット環境下でなくても通話できる携帯電話の準備を推奨します。
- 渡航中の連絡手段は、出発前に家族に伝えてください。大学活動での渡航の場合、担当教職員および事務局にも伝えてください(10(1)の緊急連絡先リストを利用)。

# 10(1) 緊急連絡先リスト①②

- 渡航中のトラブルに備えるため、次ページ以降の様式により、緊急連絡先リスト①②を準備してください。連絡先は、可能な限り24時間対応可能な連絡先としてください。
- 団体旅行等において、担当教職員が別途「緊急連絡先リスト」「緊急連絡網」を用意している場合、これら2点を緊急連絡先リスト①②に代えることができます。
- 緊急連絡先リスト①②は、渡航中は常時携帯するとともに、コピーを以下に渡してください。渡航中、滞在場所や緊急連絡先が変更になった場合は、必ず以下に連絡してください。長期滞在中の旅行も同様です。**※大学活動での渡航中の私的旅行は許可制です。**
  - A) 家族
  - B) アドバイザー等、高知工科大学の担当教職員(大学活動で渡航する場合)
  - B) 大学事務局(大学活動で渡航する場合。後述する「海外渡航事前申請」の際に提出)

※緊急連絡先リスト①②は、財布やパスポートとは別に常時携帯してください。

- 大学活動で渡航する場合は、自ら連絡できない状況に備え、現地での受入先にも、(A) 本学教職員の連絡先、(B) 海外危機管理サポートデスクの電話番号、を通知しておいてください。  
海外危機管理サポートデスクの連絡先は「海外渡航事前申請」をすることにより渡されるカードに記載されています。
- デジタルデータが必要な場合は、以下のWebページからダウンロードしてください。  
大学HP→国際交流→海外渡航する際の危機管理・手続 「海外渡航事前申請」  
<https://www.kochi-tech.ac.jp/international/procedure/detail.html>

# 緊急連絡先リスト①

学籍番号

氏名

★記入後コピーし、家族、担当教職員・事務局(大学活動で渡航する場合)に渡してください。また渡航中は、財布やパスポートとは別に、常時携帯してください。緊急連絡先が変更になった場合は、必ず家族、担当教職員・事務局(大学活動で渡航する場合)に連絡してください。「海外危機管理サポートデスク」への伝言も可能です。

## 海外での緊急連絡先

### 学生本人連絡先

(1)日本で使用していた携帯電話	
Docomo / Softbank / au	海外で使用: 可 / 不可 / 未確認
(2)現地調達の電話	
(3)メールアドレス1	
(4)メールアドレス2	
(5)その他1	
(6)その他2	
上記(2)~(6)の使用	常時使用可 / Wifi等インターネット接続環境で使用可 その他( )
備考	

## 日本の緊急連絡先(家族・親戚等)

### 連絡先1

電話番号	
自宅・携帯・会社の別	
氏名・続柄	

### 連絡先2

電話番号	
自宅・携帯・会社の別	
氏名・続柄	

### 連絡先3

電話番号	
自宅・携帯・会社の別	
氏名・続柄	

### その他連絡先1

組織名・担当者名	
電話番号1	
電話番号2	
メールアドレス1	
メールアドレス2	

### その他連絡先2

組織名・担当者名	
電話番号1	
電話番号2	
メールアドレス1	
メールアドレス2	

※この情報は渡航中の危機管理にのみ使用し、他の目的には使用しません。

★記入後コピーし、家族、担当教職員・事務局(大学活動で渡航する場合)に渡してください。  
また渡航中は、財布やパスポートとは別に、常時携帯してください。

トラブル発生時には、まずは「海外危機管理サポートデスク」(注1)に電話！(日本語で24時間対応)

(注1)大学活動で渡航する場合に利用可能。海外渡航事前申請後、別途渡すカードを参照し下記に記載してください。

渡航先から日本への一般的国際電話のかけ方

※例として大学国際交流部(0887-53-1130)にかける場合を記載

国際発信番号 日本の国番

持参する携帯電話からの発信方法	現地の電話からの発信方法
海外危機管理サポートデスク Available in English (81)-3-3572-8601	
海外危機管理サポートデスク 国別電話番号	※申請後渡すカードを参照し、あとで記載
KUT担当教職員(アドバイザー等) ( )	※申請後渡すカードを参照し、あとで記載
現地受入先担当者 ( )	
現地日本国大使館・領事館(注2)	
現地日本国大使館等 住所:	

現地到着時の出迎者( )	
航空券・ホテル等を手配した旅行会社 ( )	
クレジットカード紛失時の連絡先	
海外旅行保険会社( )	
現地での救急	現地での警察
最寄りの警察署	
最寄りの警察署 住所:	
その他1( )	
その他2( )	
KUT国際交流部(昼間)	0887-53-1130 international@ml.kochi-tech.ac.jp
KUT警備室(夜間)	0887-53-1119

現地日本国大使館等の閉館時は東京の外務本省経由で現地担当者に連絡をとるため、以下に連絡 **外務省海外邦人安全課:(代表) 03-3580-3311 (内線2857)**  
なお、休日・夜間緊急時は代表電話にかけ音声ガイダンスに従ってください。

(注2) ※台湾は公益財団法人交流協会  
在外公館リスト: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>  
在外公館ホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.htm>

学籍番号 Student ID	氏名 Name	血液型 Blood Type	アレルギー等 Allergies	パスポート番号 Passport No.	パスポート発行年月日 (日/月/西暦) Date of issue (dd/mm/yyyy)	パスポート有効期限 (日/月/西暦) Date of expiry (dd/mm/yyyy)
		Rh+ Rh-				

※この情報は渡航中の危機管理にのみ使用し、他の目的には使用しません。

# 10(2) 海外危機管理サポートデスク

11(2)で示す「海外渡航事前申請」を行った学生は、学研災付帯海学留学保険(海外旅行保険)に加入します。また、右のカードを受領し、「海外危機管理サポートデスク」によるサポートを受けることができます。

ケガや病気、パスポートの紛失、あるいは重大な事故に巻き込まれたとき等、大小様々なトラブル時に、24時間日本語で相談できます。メンタル面を含む健康上の相談に応じてくれます。

保険会社との連携や大学への伝言も可能です。

困ったら、まずはこの海外危機管理サポートデスクに電話を！

ここに記載された電話番号は、現地のローカル電話からのフリーダイヤルです。日本から持参した携帯電話からも直接ダイヤルできます。

つながらない場合は、国際発信の要領で下に記載された東京の番号にダイヤルしてください。有料ですが、コールバックを依頼することもできます。ただし、海外では受信にも通信料が発生することがあります。



表面

海外危機管理サポートデスク

フリーダイヤル

アメリカ(アラスカ除く)	1-800-339-5872	ベルギー	0800-1-1388
ハワイ	1-800-339-5872	ポルトガル	800-8-81106
グアム	1-866-582-0073	ルクセンブルク	8002-3518
サイパン	1-866-333-6923	ロシア	810-800-20141081
カナダ	1-800-511-4092	トルコ	00-810-8191-0068
チリ	1230-020-6413	バーレーン	80000-958
アイルランド	1-800-24-6039	アラブ首長国連邦	810-081-0-0010
イギリス	0800-02-83489	イスラエル	1-80-947-0105
イタリア	800-7-87329	インドネシア	01-803-81-0214
オーストラリア	800-293490	韓国	00798-81-1-0600
オランダ	0800-022-7798	シンガポール	800-8110-6009
ロシア	00-800-8113-0039	タイ	001-800-81-10324
スイス	020-792-071	中国	00801-81-2602
スウェーデン	9009981-80	香港	4001-201108
スペイン	8088-4469	マカオ	800-96-2656
デンマーク	800-1-80-2332	フィリピン	0800-465
ドイツ	800-14999	マレーシア	1-800-1-8110292
ブルウェー	06-800-15017	オーストラリア	1-800-888-084
ハンガリー	0800-1-179-19	ニュージーランド	0800-44-6557
フィンランド	0800-91-0072		
フランス(モナコ含む)			

裏面

・地域・携帯電話等電話機の種類によってはフリーダイヤルが利用できない場合があります。  
日本の携帯電話ではフリーダイヤルに繋がらない場合が多く、繋がった場合でも国際ローミング料金はお客様のご負担となりますので予めご了承ください。

LINE 無料通話

1. QRコードから専用サイトにアクセス  
2. 専用サイトの画面に設置されているボタンをタップ  
3. メッセージに従い「発信」ボタンをタップ

LINEも可

・パケット通料はお客様のご負担となりますので予めご了承ください。  
・LINE 無料通話の QR コードが読み取れない場合は URL (<https://www.intac-net.co.jp/line/tss/>) からアクセスしてください。  
・海外危機管理サポートデスクからお客様の LINE アプリへの発信は出来ません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用できる可能な潜在先の電話番号へご連絡します。  
・地域・携帯電話等電話機の種類によっては LINE 無料通話が利用できない場合があります。

ダイヤル直通

発信地の国際電話アクセス番号 8 1 - 3 - 3 5 7 2 - 8 6 0 1

日本の国番号 市外局番 海外危機管理サポートデスク 番号

・国際電話アクセス番号は、国やホテルなどによって異なりますので、滞在先でご確認ください。  
・携帯電話からおかけになる場合は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。

海外健康電話相談サービス

上記の海外危機管理サポートデスクに連絡し、「海外健康電話相談サービスを利用したい」旨をオペレーターにお伝えください。オペレーターが担当の医療職へお電話をお繋ぎいたします。



## 10(3) 海外で困ったら

海外渡航中、ケガや病気になったり、トラブルや危機に遭遇したら、以下のように対応してください。

- まずは緊急対応(以下のいずれかまたは複数)

- 海外危機管理サポートデスクに連絡(大学活動での渡航の場合)

- 現地救急・警察に連絡

- 留学先等の緊急連絡先に連絡

- 本当に困ったときは在外公館

- 事故や病気等は高知工科大学担当教職員、家族に報告

- 保険適用が必要な場合、保険会社にも連絡

乗継予定の飛行機に乗れなかった等のトラブルの場合でも、上記「海外危機管理サポートデスク」にまずは電話してください。一人で判断し、先に進まないことが大事です。

# 11(1) 海外旅行保険への加入

## ■ 海外旅行保険加入の必要性

- ① 海外でケガをしたり病気にかかり治療・手術を受ける場合、日本では想定できない多額の医療費を請求される場合があります(数千万円単位)。
  - カナダで脳幹梗塞・肺炎で42日間入院、チャーター機で搬送したケースでは7千万円を超える費用が発生)
- ② 支払保証のない外国人に対しては、治療を断る地域もあります。
- ③ 緊急搬送にも、数千万円が必要な場合があります。
- ④ クレジットカード等に自動付帯している保険は、①や③の治療・搬送費用等を十分にカバーできない場合がほとんどです(クレジットカードの補償は数百万円程度)。②の支払保証にも時間がかかり、治療開始が遅れる可能性があります。また支払いは、原則、先に自身で立て替えておく必要があります。



必要な治療を必要なときに受け、また家族に多大な経済的負担をかけないため、海外旅行保険への加入が必要です。

# 11(2) 海外渡航事前申請

本学では、教育・研究・課外活動等、大学活動の一環として海外渡航する学生には大学指定の海外旅行保険に加入していただきます。

大学活動で海外渡航する学生は、必ず、「海外渡航事前申請書」を事務局まで提出してください。手続後、国際交流課にて支払いをしていただきます。

提出期限: **出発の1ヶ月前**

➤ 提出先: 国際交流課(香美キャンパス、永国寺キャンパス)

<申請時に必要な書類>

- ① 海外渡航事前申請書(所定様式 Wordファイル)
- ② 旅程(Eチケットのコピー等)
- ③ 宿泊先情報(名称・住所・電話番号)
- ④ 緊急連絡先リスト①②(所定様式 PPTファイル)
- ⑤ パスポートコピー

※所定様式は以下のWebページからダウンロードしてください。

(大学HP→国際交流→海外渡航する際の危機管理・手続「海外渡航事前申請」)

<https://www.kochi-tech.ac.jp/international/procedure/detail.html>

保険証券は渡航中、常に携帯してください。保険証券(控)は、家族に渡してください。



# 11(3) 大学による保険の補償範囲

大学指定の海外旅行保険でカバーされるのは、以下の費用です。

補償内容	
傷害死亡	1,000万円
傷害後遺傷害	1,000万円
治療・救援費用	1億円
疾病死亡	1,000万円
賠償責任	1億円
携行品損害	20万円
航空機寄託手荷物	3万円
航空機遅延	付带有り

## 11(4) 旅程に私的滞在を含む場合

「海外渡航事前申請書」を提出する場合で、私的滞を含む場合、私的滞在日程を明確にして申請してください。

例えば以下のようなケースが私的滞に該当します。

- 留学生が出身国での国際学会前後に帰省する場合

# 12 海外渡航に対する助成申請

学生が海外に渡航する場合、国際交流センターが提供する以下の助成が利用できます。  
(詳細は国際交流課(香美キャンパス)または学生支援課(永国寺キャンパス)にお問い合わせください)

- 提出期限: **いずれも出発の2週間前**
- 提出先: 国際交流課(香美キャンパス)／学生支援課(永国寺キャンパス)

**※以下の2つの助成は同年度内に受けることはできません。1学生あたり各年度1回の助成です。**

## ➤ 国際会議発表旅費の助成

学生が海外で開催される国際的な学術集会において自ら英語で発表する場合(口頭発表、ポスター発表を問わず)、旅費の半額(上限5万円)を助成。ただし、留学生が出身国の国際会議において発表する場合は助成不可。

- 国際会議参加の前または後に少なくとも1回、**TOEICを受験**することが助成の条件(受験費用は自己負担。留学生は受験不要)。
- 本助成を利用する場合、大学広報に協力してください。(本パワーポイントの最後のスライド参照)

※PPT ファイルは以下のWebページからダウンロード

参照: 国際会議発表旅費助成

<https://www.kochi-tech.ac.jp/international/expense/conference.html>

## ➤ 海外短期プログラム参加及び交換留学時の旅費の助成

学生が本学の交流協定締結大学に短期留学生として派遣される場合、あるいは国際交流センターが指定する海外短期プログラムに参加する場合、高知龍馬空港と目的地の最寄空港の往復交通費(原則)の半額(上限5万円)を助成。ただし留学生が出身国に渡航する場合は助成不可。

- 帰国後に1回**TOEICを受験**することが助成の条件(受験費用は自己負担。留学生は受験不要)。なお出発前にも、以前に受験したTOEICがあれば提出する。

参照: 海外短期プログラム参加及び交換留学時の旅費の助成

<https://www.kochi-tech.ac.jp/international/expense/summer-school.html>

# 13 たびレジへの登録・在留届の提出

海外渡航する場合、必ず以下のいずれかを行ってください。

- たびレジへの登録(3ヶ月未満の渡航):  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>
- 在留届の提出(3ヶ月以上の滞在)  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省が提供する上記システムに登録した場合、現地の日本国大使館等から緊急連絡がメール配信され、また緊急時には安否確認・救援対象となります。

外務省海外安全ホームページのここからもリンク

外務省海外安全ホームページ

Home 海外安全情報 海外旅行 海外出張/ビジネス 海外留学/海外学校旅行

外国人の方の日本入国に際しては必ずお読みください

海外旅行をされる方へ

たびレジに登録すると、安全情報をメールで受け取れるほか、緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます

たびレジ登録へ

海外留学/海外学校旅行をされる方へ

在留届を提出すると、安全情報をメールで受け取れるほか、緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます

オンライン在留届へ

新型コロナウイルス感染症について

COVID-19 CORONAVIRUS

緊急情報、重要情報はこちら

お知らせへ

各国・地域別の入国制限・行動制限措置について

各国・地域別の情報

※在留届をした場合、帰国後「帰国届」の提出も必要です。

# 14 (1) 危機回避のための基礎知識①

外務省海外安全ホームページの「安全の手引き」「海外安全虎の巻」等で、海外でのトラブル回避・対応に必要な基礎知識を得てください。

The screenshot shows the website's navigation bar with tabs for Home, Overseas Safety Information, Overseas Travel, Overseas Business, Overseas Study/Overseas Study Travel (highlighted with a red circle), and Overseas Life. Below the navigation bar is a notice section with information about overseas travel safety. Further down, there are buttons for 'Must Register!', '3 months or less of travel', '3 months or more of travel', 'Study Abroad', 'Education Institution', and 'Overseas Study Travel'. A section titled 'Study Abroad' contains a grid of links for various travel-related topics.

出発までの事前の準備		
海外旅行を予定されている皆様へ	海外旅行保険加入のおすすめ	ワーキングホリデー
査証（ビザ）について	パスポートについて	在外公館未設置の国への渡航
海外安全 虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～	国・地域別「安全の手引き」	

海外安全虎の巻

安全の手引き

# 14 (1) 危機回避のための基礎知識②

「海外安全劇場」では、日本人の若者が遭遇しやすい事件をビデオ形式で視聴できます。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/video/>

「なぜ君がねらわれるのか」

<http://www.anzen.mofa.go.jp/video/video01.html>

海外邦人安全協会のページも参照してください。

<http://www.josa.or.jp/index.html>

# 14 (2) 渡航中、日常的に気をつけること

＜安全な海外旅行のための心得5箇条＞ [http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/message.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/message.html)

## (1) 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること

日本では軽い犯罪と見なされていても、国によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。日本で違法となることは海外でも行わないこと。

## (2) 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること

特に夜間、少人数で行動することは危険です。女性はさらに肝に銘じましょう。治安が「悪い」は日本では想像がつかない悪さだと思ひましょう。

## (3) 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと

犯罪者に目を付けられないためには、旅行者らしい身なりは避けること。ブランド品なども身につけないこと。目立つ服装や言動は慎むこと。

## (4) 見知らぬ人を安易に信用しないこと

飲食物をすすめられて、睡眠薬強盗の被害に遭う例は少なくありません。見ず知らずの人に差し出された飲食物は口にしないように。日本語で話しかけてくる人も信用しない。

## (5) 薬物には絶対に手を出さないこと

薬物犯罪については、死刑などの厳罰もありえます。軽い気持ちで薬物に手を出したり、依頼を断りきれず「運び屋」を請け負ったり、気づかないうちに「運び屋」になることのないよう、十分注意が必要です。

**ほかにも...** 荷物を体から離さない、日本と逆の自動車が右側通行の国では特に交通事故に気をつける、露出の多い服装は避ける、旅行ガイドブックを人前で見ない、身元が不確かな人の所に宿泊しない、アルコール摂取量に気をつける、強盗に遭ったら抵抗しない(現金のある場所を示し取ってもらう＝ポケットに手を入れると武器を出そうとしていると思われる)、歩道では真ん中を歩く、スマートフォン等を公共の場で使わない、イヤフォン等をつけたまま歩かない、混んだ電車やバスには乗らない、どこでも写真撮影をしない、クレジットカードでの支払い金額を確かめてサイン(数字を頭に足されないよう通貨記号も確認)等、**「日本とは違う」というスイッチを入れて、危機察知力を高めましょう。**

旅先のトラブル事例と対策: [http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/makio.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/makio.html)



# 14 (3) テロに備える①

海外渡航者がテロに遭遇する可能性は高まっています。被害に遭う危険性を下げるため、特に以下に注意してください。

- テロの標的となりやすい場所(デパート・競技場等不特定多数が集まる場所、公共交通機関、ホテル、リゾート施設、観光施設、政府・軍・警察関係施設、欧米関連施設等)はできるだけ避ける。もしくは滞在時間を短くする。
- 政治的・宗教的行事に合わせてテロが起きる可能性があるため、当該日程を確認してイベント等が行われる場所・会場には近づかないようにする。(イスラム教徒にとって重要なラマダン期間、金曜礼拝のある金曜日も注意)
- 空港では速やかにセキュリティチェックを通過し出国エリアに入る。
- 周囲の状況に常に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる。大きな荷物、不自然な厚着の人、不審物には近づかない。
- あらゆる機会に、事前に退避ルートや身を隠すことのできる場所を確認する。
- レストランではオープンスペースや出入り口付近、ガラス戸近くを避け、奥の壁際か柱の近くに席をとる。
- イヤホンで音楽を聞くなどして外部の音を遮断しない。



## 14 (3) テロに備える②

以下も参照してください。事前対策や対処方法が示されています。

- 海外旅行のテロ・誘拐対策(外務省パンフレット)  
[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html)
- テロの特徴と対処方法(外務省邦人テロ対策室資料)  
[http://www.id.emb-japan.go.jp/tero\\_taisho.pdf](http://www.id.emb-japan.go.jp/tero_taisho.pdf)

※アメリカの大学等では、大学ホームページにおいて「学内で爆発物を発見したとき」「学内で発砲があったとき」等の対応方法、緊急時の連絡体制等を紹介しています。これらも参照できます。

※長期留学する場合、急速に治安が悪化したり、生活必需品の確保が難しくなることも想定し、日頃から生活物資を備蓄しておきましょう。

# 15 その他(1)

- 必要物品、出入国時の注意点、現地交通機関の利用方法、両替、国際電話のかけ方等、海外渡航に伴う一般的な留意事項については、市販のガイドブック等により確認してください。

参考: 日本旅行 <http://www.nta.co.jp/kaigai/special/mochimono/>  
阪急交通社 <http://www.hankyu-travel.com/kaigai/baggage/>

- 海外は電圧とコンセントの形状が日本と異なります。渡航先毎に異なるので、適合する電源アダプターと変圧器を日本で準備してください。
- 現地でのバイクや自動車の運転は禁止です。
- パスポート紛失に備え、パスポートコピーと日本の戸籍抄本、パスポート用写真2枚を持参しておく心安いです(国によっては戸籍抄本の代わりに運転免許証で手続きできることもありますので、事前に確認してください。万一、パスポートを紛失した際は、現地の警察署でパスポート紛失・盗難の証明書(ポリスレポート)を作成してもらい、在日本国大使館に「紛失一般旅券等届出書」を届け出たのち、新規パスポートもしくは渡航書の申請を行います。
- パスポートコピーは11(2)の海外渡航事前申請時に事務局にも提出してください。

## 15 その他(2)

- パスポートコピーの他に、Eチケット・宿泊先情報、緊急連絡先リスト①②、保険証書、クレジットカードのコピーも用意し、オリジナルと別の場所に保管しておくで安心です。
- クレジットカードを持参すると便利です(ただし紛失に注意)。盗難、紛失などで現金と一緒にクレジットカードも無くなる可能性があるため、複数枚所持出来るなら準備しておきましょう。※この場合、盗難やスキミング被害等に備え普段利用するカードは利用限度額が低いものが良いです。もう1枚の予備カードは、滞在先等で厳重に保管し時折保管状況を確認しましょう。
- 現金は盗難や紛失のおそれがあるので、中長期間の留学の場合は海外送金等、現地で安全に引き出せる手段を検討し口座やカードの準備を行っておきましょう。
- 必要に応じて、トラベラーズチェックや海外プリペイドカード(キャッシュパスポート、マネパカード、Money T グローバル等)の準備をしましょう。
- 万一事件・事故等に遭遇した場合には、現地警察等の指示どおりに行動するほか、最寄りの日本国大使館・総領事館等に連絡し、頼ることができます。

# 16 出発前に

- 出発前にこの資料の最後にあるチェックリストで、準備が整っていることを再確認してください。以下を家族に渡しておいてください。
  - ❑ 渡航先での連絡先(宿泊先情報、緊急連絡先リスト①②)
  - ❑ 旅程(Eチケットのコピー、スケジュール等)
  - ❑ パスポートコピー(写真のページ)
  - ❑ 海外旅行保険証券コピー
- 大学活動での渡航の場合、海外渡航事前申請が必ず必要です(11(2)参照)。
- たびレジ登録(または在留届)も忘れないでください(13参照)。

# 17 到着後

- 目的地に到着したら、電話やメールにより担当教職員および家族に連絡してください。
- その後も連絡を絶やさないでください。最低でも、短期渡航であれば2日に1回程度、長期渡航であれば1～2週間に1回を目処に、担当教職員や家族に連絡をとってください。
- 渡航中は、携帯電話、緊急連絡先リスト、保険証券を常時携帯してください。
- 大学活動での渡航で、旅程や宿泊先、航空便等が変更になった場合、必ず担当教職員、高知工科大学事務局、家族に連絡してください。帰国日が変更になった場合、特に海外旅行保険期間を変更する必要があるため、必ず連絡をお願いします。

＜海外で被害に遭う人の特徴＞

知識不足／軽率／非常識／不用心

＜海外での被害を防ぐ3大原則＞

目立たない／注意を怠らない／行動を予知されない



# 18 留学先からの旅行

- 留学等、大学活動での渡航中の旅行は、事前許可制です。十分事前に旅行概要を決定し、担当教職員の許可を得てください。
- 旅行計画や手配にあたっては、1～7を確認し、安全な旅行を計画してください。
- 旅程や宿泊先情報は、担当教職員、家族、事務局に連絡してください。大規模災害や事故発生時の安否確認に必要です。
- 10(1)緊急連絡先リストを参照し、旅行先の日本国大使館・領事館の住所・連絡先等をチェックしておいてください。
- 留学先から別の国・都市に旅行する場合、13を参照し、「たびレジ」に登録してください。現地で災害等が発生した場合、外務省が救援対象として認識できません。
- 旅行先にも、携帯電話、緊急連絡先リスト(旅行先の情報を加えたもの)、保険証券は必ず持参してください。

留学先からの旅行にあたっては、日本から外国に留学する際と同等の注意を払って、十分な準備を行ってください。日本で国内旅行をするのとは訳が違います！



# 海外渡航する学生用チェックリスト

内容	参照	✓
外務省海外安全ホームページにより渡航先の危険情報を確認した。	3(1)~(2)	
外務省海外安全ホームページにより渡航先の「スポット情報」「広域情報」を確認した。	3(3)	
外務省海外安全ホームページにより渡航先の「安全対策基礎データ」等を確認した。	3(3)	
(学外のプログラムに参加する場合)プログラムによりどの程度ケアされるのか確認した。	4	
渡航先の海外安全情報やプログラム内容を家族に説明し、海外渡航について同意を得た。	5	
「海外渡航に伴う誓約事項」を確認、「海外渡航誓約書」に署名した。	5	
パスポートの有無、残存有効期間を確認した(必要に応じ取得・更新した)。	6	
ビザ取得が必要かどうかを確認した(必要に応じ取得した)。	6	
予防接種の必要有無について確認した(必要に応じ接種した)。	6	
(USAへの渡航の場合)渡航認証システム(ESTA)での申請を行った。	6	
フライト到着時刻に気をつけ、航空券・宿泊先予約を行った。	7(1)~(2)	
健康状態に問題がないか確認し、必要に応じ治療した。既往症がある場合は医師に相談し対応策を講じた。	8	
海外で利用できる携帯電話を準備し、利用方法を確認した。	9	
緊急連絡先リスト①②を作成した。	10	

内容	参照	✓
現地受入先にKUTの担当教職員の連絡先、海外危機管理サポートデスクの番号を通知した。	10	
(大学活動での渡航の場合)海外渡航事前申請により保険証券を受領した。	11(2)~(4)	
海外旅行保険に加入した。	11(1)	
担当教職員に以下を提出した。(1) 旅程(Eチケットのコピー等)、(2) 宿泊先情報、(3) 緊急連絡先リスト①②	7(2)・10	
海外渡航に対する助成申請を行った。(必要な場合のみ)	12	
たびレジに登録した。(滞在期間が3ヶ月未満の場合)	13	
「海外安全 虎の巻」等により、海外での危機回避・テロ対応等に必要な基礎知識を得た。	14(1)~(3)	
海外渡航に伴う一般的な留意事項について、ガイドブック等で確認した。	15	
戸籍抄本(国によっては運転免許証)、写真2枚を準備した。	15	
以下のコピーを用意した。(1) 旅程(Eチケット等)、(2) 宿泊先情報、(3) 緊急連絡先リスト①②、(4) パスポート、(5) 保険証券、(6) クレジットカード ※オリジナルと別の場所に保管	15	
家族に以下を渡した。(1) 旅程(Eチケットのコピー等)、(2) 宿泊先情報、(3) 緊急連絡先リスト①②、(4) パスポートコピー、(5) 保険証券コピー	7(2)、10、11(2)、16	
目的地への到着を担当教職員および家族に連絡した。	17	
(3ヶ月以上渡航する場合、到着後)在留届を提出した。	13	
(3ヶ月以上渡航する場合、帰国後)帰国届を提出した。	13	



## 海外渡航に伴う誓約事項

1. 本学からの派遣決定と受入先での受入許可は別物であるため、受入先の事情によっては受入れが許可されない場合もあることを了解すること。
2. 出発までに学業成績が大きく下がる、懲戒対象となる等、本学を代表する学生として海外派遣するに不適切な状況がみとめられた場合、海外派遣の決定を取り消すことがあることを了解すること。
3. 高知工科大学が提供する「海外渡航に際しての心構えと準備～学生が行うべき危機管理対応～」を熟読し、渡航先や危険回避に必要な十分な情報を入手し、準備を行うこと。
4. 本海外渡航に伴う諸手続き(受入先等への必要書類の提出、パスポート・ビザの取得、航空券・宿泊先の手配、必要な費用の支払手続、単位認定手続等)は、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
5. 出発前や渡航後にオリエンテーション、研修等がある場合は、必ず出席すること。やむを得ない事情により出席できない場合は、担当教職員に事前連絡すること。
6. 海外渡航にあたり、健康上の問題がないか確認すること。心身の健康状態に既往症や留意すべきことがある場合、出発前に必ず担当教職員に伝えること。既往症がある場合等は医師に渡航の是非や対処法を確認すること。
7. 渡航先で流行している又は罹患の可能性がある感染症について把握し、必要に応じ予防接種を受けること。
8. 出発の1ヶ月前までに必ず、海外渡航事前申請書及び必要書類(フライトを含む旅程、宿泊先、緊急連絡先リスト、パスポートコピー)を高知工科大学事務局に提出すること。旅程・宿泊先・緊急連絡先リストは担当教職員及び家族にも渡すこと。
9. 上記により連絡した出発・帰着日、旅程、宿泊先、緊急連絡先等が変更になる場合、事前に必ず大学事務局、担当教職員、家族に連絡すること。また長期留学中、いったん帰国する場合も、事前に必ず連絡すること。
10. 外務省が提供する「たびレジ」に出国前に必ず登録すること(3ヶ月未満の渡航)、または到着直後に「在留届」を提出すること(3ヶ月以上の渡航)。
11. 派遣中は大学の代表者であることを自覚し、行動に留意すること。
12. 訪問国・受入先等の法令や規則を守り、社会秩序に違反しないこと。
13. 本学教職員及び受入先教職員等の指示に従うこと。
14. 本海外渡航の主目的を十分理解し、目的達成に向け励むこと。取組姿勢等に問題があり、途中帰国を指示された場合はこれに従うこと。
15. 団体行動の場合、個人の自己都合によるプログラムへの不参加や個別行動はしないこと。
16. 高知工科大学への定期報告を、必ず指示された時期に行うこと。派遣中の事故、病気等については速やかに担当教職員、大学事務局、家族に連絡すること。
17. 大学からの派遣である以上、私的旅行とは異なり制限も生じることを認識すること。
18. 大学からの派遣中あるいは派遣前後の私的旅行は、自らの責任において行うこと。また事前に必ず、担当教職員に連絡し、許可を得ること。大学事務局及び家族にも連絡すること。
19. 渡航中の行動はすべて自己責任であることを認識し、自らの責任において安全確保やトラブル回避に努めること。本人の故意または不注意によって生じた事故やトラブルに対する責任は、本人が負うこと。渡航中、車やバイクの運転、危険なスポーツ等はしないこと。



20. 出発から帰着までの期間中、入院、麻酔投与、輸血、手術、搬送等の緊急措置が必要と判断された場合で、本人がその諾否を判断できる状態になく、また日本国内における緊急連絡先との連絡が間に合わない場合、同行する教職員、受入先教職員、旅行会社の添乗員等が、緊急措置を承諾することを了承すること。
21. 出発から帰着までの期間中における事故・疾病・怪我等については、大学に過失がない限り、自らの責任において対処すること。上記20の場合を含め、高知工科大学及び受入先等に対し、その責任を問わず補償請求をしないこと。これに対応するため、十分な補償の海外旅行保険に加入すること。

※高知工科大学では、教育・研究・課外活動等、大学活動の一環として海外渡航する学生に大学指定の海外旅行保険に加入させています。保険内容を別紙で確認し、決められた期日までに支払いを確実に行うようにしてください。

22. 不可抗力(天災、火災、戦争、テロ等)によって生じた結果については、高知工科大学及び受入先等に損害賠償請求をしないこと。
23. 個人情報について、緊急時には高知工科大学、病院、警察、外務省、旅行会社、保険会社等が共有、利用することに同意すること。
24. 特別な事情により、予定された派遣期間の短縮や中止がやむを得ない場合、高知工科大学及び受入先等の判断に従うこと。

25. 自己都合による辞退・途中帰国、自己責任による海外渡航の中止・途中離脱、及び上記2、14、及び24による海外派遣の取消し・途中帰国については、これに伴い発生する費用及びキャンセル不可能な費用を自らが負担すること。
26. 渡航中に、研究上の技術情報を非居住者又は特定類型該当者に対して提供しようとする場合、又は、研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を持ち出す場合は、指導教員に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行わなければならない。

大学から旅費のサポートを受けて学会発表で渡航する場合、発表用パワーポイントの最後にこのようなスライドをつけて、大学広報にご協力ください。

**- THANK YOU -**



For Ph.D. admissions under Special Scholarship Program, please visit:  
[https://www.kochi-tech.ac.jp/english/admission/ssp\\_aft19oct/outline.html](https://www.kochi-tech.ac.jp/english/admission/ssp_aft19oct/outline.html)